

## 引っ越ししたら住民票を移しましょう！

進学や就職などで転出された方は、原則、現在住んでいる寮・アパート等が住所地になります。住所の異動がある方は、住民基本台帳法に基づき、転出・転入の手続きをする必要があります。上下水道やごみ処理、道路・公園の整備などの役割は、住んでいる市区町村が担っており、住民票は、こうした行政サービスや選挙人名簿への登録などにつながる大切な情報ですので、忘れずに手続きしましょう。

転出・転入の手続きは**簡単**です！

引っ越し前

転出届を提出し、転出証明書を受け取る



引っ越し後

転出証明書を添えて、転入届を提出する



※転入届は、転入した日から**14日以内**に提出してください。

※転入届の際には、マイナンバーの「**通知カード**」や「**マイナンバーカード(個人番号カード)**」の記載事項の変更が必要ですので、これらのカードもお持ちください！

**Q.** 引っ越して3ヶ月経たずに選挙があるとき、投票できないの？

**A.** 引っ越し前の住所(旧住所地)に3ヶ月以上住んでいたのであれば、旧住所地で投票できます！

※都道府県の選挙においては、当該都道府県の区域外に、市区町村の選挙においては、当該市区町村の区域外に転出した方は当該選挙の投票はできません。

お問い合わせ：選挙管理委員会 ☎966-1200

## 4月からご家庭のペットボトルの出し方が変わります！

ラベルとキャップをはずす  
※ラベル・キャップは「もやせるごみ」へ → 水洗いする → 村指定の資源ごみの袋に入れて出してください。

※平成31年4月から、ラベルが剥がされていないペットボトルは回収しません。ご協力よろしくお願ひします。

●これまで、リサイクルを行う工場では、風の力を利用してペットボトルとラベルを分離してきました。しかし、近年はペットボトルの軽量化が進み、分離が難しくなっています。このような理由から、ペットボトルの引渡し先である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会からの求めに応じ、皆さんにラベルをはがしていただくことをお願いしています。

お問い合わせ：村民課 生活環境係 ☎966-1205

## 臨時職員募集のお知らせ

**職種** 一般事務職(補助などの業務)  
**勤務時間** 月曜日から金曜日(平日)の午前8時30分から午後5時15分まで。  
※土日祝日休み  
**条件** 基本的なパソコン操作ができる人  
**受付方法** 履歴書(写真貼付)を総務課へ提出してください。

※年間を通して随時受付(欠員状況により採用)

お問い合わせ：  
総務課 行政係 ☎966-1200

## 4月 体育大会予定表

日	曜	競技・会場
7	日	駅伝(宇加地~安富祖)
14	日	野球 (赤間ボールパーク、コミュニティ広場) ※28日は予備日
21	日	
28	日	

※日程は変更になる場合があります。

お問い合わせ：恩納村体育協会  
(教育委員会内) ☎966-1210